

## 個人番号の提供のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」16条の規定により、当申告書の提出に際しては下記 A・B の提示（郵送の場合はその写しの貼付）が必要になります。

つきましては、郵送で申告書を提出される際はこの用紙に下記 A・B の写しを貼付して申告書に同封頂きますようお願いいたします。

### A 番号確認書類

（例：個人番号カード（裏面）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）

こちらに A の書類を貼付  
して下さい

### B 本人確認書類

（例：個人番号カード（表面）、運転免許証、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証）

こちらに B の書類を貼付  
して下さい